

証券コード 4999
平成27年6月2日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番2号
ゲートシティ大崎イーストタワー
セメダイン株式会社
代表取締役社長 岩 切 浩

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月18日（木曜日）当社営業時間の終了の時（午後5時20分）までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎プライトコア3階
大崎プライトコアホール

※昨年と会場が変更になっておりますのでご注意ください。

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第81期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第81期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.cemedine.co.jp/>）において、修正内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、4月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が長引き、景気が減速する局面もありました。しかしながら、政府や日本銀行の財政・金融政策を背景とした円安の定着により、輸出企業を中心に企業収益が改善し、設備投資の増加や雇用情勢の好転もみられるなど、全体として景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

一方、当社グループ関連業界におきましては、工業関連市場では比較的堅調に推移いたしました。一方、建築土木関連市場では新設住宅着工戸数の減少等により低迷が続き、一般消費者関連市場では個人消費の持ち直しのペースが極めて緩やかなものにとどまり、全体として厳しい状況で推移いたしました。

また、足元の原油価格、国産ナフサ価格は下落しておりますが、原材料価格は全般として高値水準で推移いたしました。

このような環境のもと当社グループは、新製品を投入し、引き続き高機能製品の拡販に努めるとともに、海外市場展開の促進および国内各市場・各地域での効率的かつ密度の高い営業活動遂行のため、積極的にグループ全体の営業を強化してまいりました。

当期の売上高は、国内では駆け込み需要の反動の影響を受け厳しいものでありましたが、海外連結子会社での売上増加や、平成25年8月にCEMEDINE (THAILAND) CO., LTD. を連結子会社化したことにより、前年同期比0.6%増加の25,937百万円となりました。一方、利益面につきましては、国内における売上減少や海外連結子会社の事業進展の遅れなどにより、営業利益は615百万円(前年同期比37.2%減)、経常利益は752百万円(前年同期比24.3%減)となりました。

特別利益につきましては、当社および一部の連結子会社が加入する複数事業主制度の「東京文具工業厚生年金基金」が平成27年3月31日に解散申請を行い、同基金の年金資産が最低責任準備金を上回ることとなり追加抛出が不要となる見込みであるため、平成25年3月期に引当計上していた「厚生年金基金解散損失引当金」を全額戻入処理し、470百万円を特別利益に計上いたしました。一方、北米自動車

市場で事業を行う連結子会社のCEMEDINE AUTOMOTIVE NORTH AMERICA CO., LTD. において、収益性の低下など減損の兆候が認められたことから、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づく回収可能性を検討した結果、同社の固定資産について減損処理を行い、減損損失93百万円を特別損失に計上いたしました。さらに、繰延資産の一時償却を行い、繰延資産償却費125百万円を特別損失に計上したほか、構造改善のために発生すると見込まれる額を合理的に見積り、事業構造改善引当金繰入額163百万円を特別損失に計上いたしました。繰延税金資産の回収を慎重に検討したこと、および、法人税率変更による繰延税金資産の取崩を行ったことから税金費用が増加し、前年同期に特別利益を計上していたこともあり、当期純利益は前年同期比65.5%減少の267百万円となりました。

以下、当期における市場別販売状況をご報告申し上げます。

建築土木関連市場におきましては、変成シリコーン樹脂系弾性接着剤の技術を応用した木質床用弾性接着剤「セメダインフロアロック110」を発売したほか、内装用接着剤をリニューアルし、各用途別に「ロックシリーズ」としてシリーズ化を行い、建材用途への展開を行いました。売上高は、新設住宅着工戸数が減少したことなどから、建築用シーリング材や内外装工事用接着剤の売上が減少し前年同期比4.3%減少の12,138百万円となりました。

工業関連市場におきましては、接着困難な素材への展開として、ポリプロピレン樹脂用接着剤「セメダインSX-PPK1000」を発売いたしました。注力してまいりました導電性接着剤をはじめとした機能性接着剤の売上は堅調であり、さらに、海外連結子会社の売上増加や平成25年8月に実施したCEMEDINE (THAILAND) CO., LTD. の連結子会社化により同社売上高が加算されたこともあり、前年同期比では9.5%増加の9,778百万円となりました。

一般消費者関連市場におきましては、水性・多用途型接着剤の「セメダインPASTE（パステ）」、「セメダインハイグレード模型用」の発売を開始し製品ラインナップの拡充を図りました。売上高は、激しい価格競争の影響を受け、前年同期比では6.2%減少の3,905百万円となりました。

その他、当期から旧本社跡地（東京都品川区）で不動産賃貸事業を開始し、賃貸収入は115百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、持続的成長の実現を目指して、グローバル展開とコスト体質の一層の改善に取り組んでおります。

引き続き厳しい事業計画が続くものと予想される北米自動車市場での事業につきまして、更なるコスト削減に取り組むと同時に付加価値の高い新製品の投入を早期に実現し、黒字転換を目指してまいります。また、中国自動車市場で事業を行う思美定(寧波)汽車新材料有限公司につきましては、当初事業計画から大幅に事業進展が遅れており、事業進展に好転が見込めない場合には適宜適切な処理を行ってまいります。また、コスト体質の一層の改善を既存事業の拡大に結び付けるとともに、提案型製品戦略の強化を軸として、事業の拡大に邁進してまいります。さらに、当年度稼働予定の新ERPを利用した業務改革も行なってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等および資金調達の状況

当期における企業集団の設備投資の状況につきましては、総額741百万円で、その主なものは、当社の新基幹業務システムおよび接着剤製造設備であります。

なお、所要資金は自己資金によっております。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第78期	第79期	第80期	第81期(当期)
	(自 平成23年4月 至 平成24年3月)	(自 平成24年4月 至 平成25年3月)	(自 平成25年4月 至 平成26年3月)	(自 平成26年4月 至 平成27年3月)
売 上 高 (百万円)	21,416	23,730	25,771	25,937
経 常 利 益 (百万円)	727	1,007	994	752
当 期 純 利 益 (百万円)	588	263	775	267
1株当たり当期純利益 (円)	40.31	17.98	52.89	18.08
総 資 産 (百万円)	18,115	18,645	20,958	20,828
純 資 産 (百万円)	9,040	9,350	10,382	10,815

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
セメダインオートモーティブ株式会社	400百万円	100.0%	接着剤の製造販売
セメダインケミカル株式会社	40百万円	100.0%	接着剤の製造販売
セメダイン販売株式会社	10百万円	100.0%	接着剤の販売
セメダイン化工株式会社	10百万円	100.0%	接着剤の製造販売
台湾施敏打硬股份有限公司	12,500千台湾ドル	60.0%	接着剤の製造販売
思美定(上海)貿易有限公司	140百万円	100.0%	接着剤の販売
CEMEDINE PHILIPPINES CORP.	20,450千フィリピンペソ	100.0%	接着剤の製造販売
CEMEDINE AUTOMOTIVE NORTH AMERICA CO., LTD.	1,000千米ドル	100.0% (100.0%)	接着剤の製造販売
CEMEDINE (THAILAND) CO., LTD.	10,000千バーツ	50.5%	接着剤の製造販売
思美定(寧波)汽車新材料有限公司	28,000千人民元	57.0% (57.0%)	接着剤の製造販売

(注) 「当社の出資比率」欄の()内は、間接所有割合で内数であります。

③ 関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ASIA CEMEDINE CO., LTD.	30,000千バーツ	44.0%	接着剤の製造販売

(6) 主要な事業内容

接着剤、シーリング材などの製造および販売

(7) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 品 川 区	開 発 セ ン タ ー	茨 城 県 古 河 市
大 阪 事 業 所	大 阪 市 中 央 区	茨 城 工 場	茨 城 県 古 河 市
名 古 屋 事 業 所	名 古 屋 市 千 種 区	三 重 工 場	三 重 県 亀 山 市

- (注) 1. 上記のほか、札幌、仙台、福岡に営業所があります。
 2. 営業効率の向上を図ることを目的に、広島営業所は平成26年9月30日付をもって廃止し、その業務につきましては大阪事業所に統合いたしました。
 3. 営業効率の向上を図ることを目的に、北関東営業所は平成27年3月31日付をもって廃止し、その業務につきましては本社に統合いたしました。

② 子会社の本社および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
セメダイン オートモーティブ 株 式 会 社 (本 社 社)	東 京 都 品 川 区	台 湾 施 敏 打 硬 股 份 有 限 公 司 (本 社 お よ び 工 場)	台 湾 新 北 市
セメダイン オートモーティブ 株 式 会 社 (工 場)	愛 知 県 碧 南 市	思 美 定 (上 海) 貿 易 有 限 公 司 (本 社 社)	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
セメダインケミカル 株 式 会 社 (本 社 お よ び 工 場)	岡 山 県 加 賀 郡	CEMEDINE PHILIPPINES CORP. (本 社 お よ び 工 場)	フ ィ リ ピ ン 共 和 国 カ ビ テ 州
セメダイン販売 株 式 会 社 (本 社 社)	横 浜 市 港 北 区	CEMEDINE AUTOMOTIVE NORTH AMERICA CO., LTD. (本 社 社)	ア メ リ カ 合 衆 国 ミ シ ガ ン 州
セメダイン化工 株 式 会 社 (本 社 お よ び 工 場)	茨 城 県 古 河 市	CEMEDINE (THAILAND) CO., LTD. (本 社 お よ び 工 場)	タイ王国バンコク市
セメダイン化工 株 式 会 社 (工 場)	茨 城 県 常 総 市	思 美 定 (寧 波) 汽 車 新 材 料 有 限 公 司 (本 社 お よ び 工 場)	中 華 人 民 共 和 国 浙 江 省

③ 関連会社の本社および工場

名 称	所 在 地
ASIA CEMEDINE CO.,LTD. (本社および工場)	タイ王国バンコク市

(8) 従業員の状況

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
508(177)	増20(増12)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(顧問、嘱託、準社員、パートタイマー、派遣社員)は()内に当期の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	300百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	200

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の数 14,810,901株（自己株式356,099株を除く）
- (3) 株主数 1,164名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 カ ネ カ	4,445	30.01
セ メ ダ イ ン 共 栄 会	1,691	11.41
三 菱 商 事 株 式 会 社	1,008	6.80
東レ・ダウコーニング株式会社	563	3.80
株式会社 三菱東京UFJ銀行	440	2.97
株式会社 りそな銀行	400	2.70
信越化学工業株式会社	400	2.70
日本ウイリング株式会社	310	2.09
株式会社 L I X I L	300	2.02
株 式 会 社 丸 運	200	1.35
アジアケンディジャパン株式会社	200	1.35

(注) 持株比率については、自己株式（356,099株）を控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

① 平成20年9月26日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

20個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式20,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第1回（163,000円）	平成20年10月21日～ 平成40年10月20日	20個	2名

② 平成21年7月24日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

20個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式20,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第2回（273,000円）	平成21年8月12日～ 平成41年8月11日	20個	2名

③ 平成22年7月9日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

20個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式20,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第3回（293,000円）	平成22年7月27日～ 平成42年7月26日	20個	2名

④ 平成23年6月24日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

19個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式19,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第4回（342,000円）	平成23年7月15日～ 平成43年7月14日	19個	2名

⑤ 平成24年6月22日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

29個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式29,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第5回（352,000円）	平成24年7月13日～ 平成44年7月12日	29個	4名

⑥ 平成25年6月19日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

30個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式30,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第6回（388,000円）	平成25年7月10日～ 平成45年7月9日	30個	4名

⑦ 平成26年6月19日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

38個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式38,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第7回（388,000円）	平成26年7月11日～ 平成46年7月10日	38個	6名

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
※ 取締役会長兼社長	荒 井 進	
常 務 取 締 役	松 本 有 祐	管理本部長兼購買部長
常 務 取 締 役	岩 切 浩	技術本部長
取 締 役	南 靖 英	経営戦略本部長兼情報統括室長
取 締 役	舘 野 信	生産・物流本部長兼茨城工場長
取 締 役	鈴 木 禎 爾	営業本部長兼自動車事業部長
監 査 役（常勤）	高 津 正 治	
監 査 役	小 澤 徹 夫	東京富士法律事務所弁護士 株式会社ローソン社外監査役 積水化学工業株式会社社外監査役
監 査 役	細 野 幸 男	株式会社エス・エム・エス社外監査役（常勤）
監 査 役	渡 辺 政 宏	公認会計士 東海カーボン株式会社社外取締役

(注) 1. ※印は代表取締役であります。

2. 平成27年4月1日付で、それぞれ下記のとおり地位および担当が変更となりました。

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
※ 取締役会長	松 本 有 祐	
※ 取締役社長	岩 切 浩	
取締役相談役	荒 井 進	
取 締 役	南 靖 英	
取 締 役	舘 野 信	生産・物流本部長

3. 監査役のうち小澤徹夫、細野幸男、渡辺政宏の3氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 監査役 渡辺政宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	員数	報酬等の種類別の総額（百万円）			報酬等の総額 （百万円）
		固定報酬	変動報酬	ストックオプション	
取締役	9名	121	—	16	137
監査役 （うち社外監査役）	4名 （3名）	34 （18）	—	—	34 （18）

（注）上記のほか、使用人兼務取締役（3名）の使用人分給与を30百万円支払っております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等は、各取締役ごとの担当職務に対する実績を評価して定める報酬、会社業績に応じて支給する賞与および株主とリスクを共有する観点から導入された株式報酬型ストックオプションから構成されております。具体的金額は、定期同額給与については、社外監査役で構成する報酬検討委員会での審議を経て取締役会で決定することとし、利益連動給与および株式報酬型ストック・オプションについては、一定の基準に基づき取締役会で決定することとしております。

なお、監査役（社外監査役含む）の報酬等は、固定報酬のみであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等との兼職の状況

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員との兼職の状況

社外役員	兼職の状況	他の法人等と当社の関係
小澤徹夫	東京富士法律事務所弁護士	いずれも特別の関係はありません。
	株式会社ローソン社外監査役	
	積水化学工業株式会社社外監査役	
細野幸男	株式会社エス・エム・エス社外監査役（常勤）	特別の関係はありません。
渡辺政宏	公認会計士	いずれも特別の関係はありません。
	東海カーボン株式会社社外取締役	

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

監査役 小澤徹夫氏は、当期開催の取締役会 24 回のうち 23 回に出席し、また当期開催の監査役会 19 回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役の職務の執行について、その適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言等を行っております。

監査役 細野幸男氏は、当期開催の取締役会 24 回のうち 21 回に出席し、また当期開催の監査役会 19 回の全てに出席し、主にその経歴によって培われた経験から意見を述べ、取締役の職務の執行について、その適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言等を行っております。

監査役 渡辺政宏氏は、当期開催の取締役会 24 回のうち 22 回に出席し、また当期開催の監査役会 19 回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役の職務の執行について、その適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言等を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役小澤徹夫氏、細野幸男氏および渡辺政宏氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

なお、この責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

⑥ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

(5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、適切な候補者が見つからなかったことから、当事業年度の末日では社外取締役を置いていません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、本定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る報酬等の額 25百万円
- ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
25百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを監査役会に請求し監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。これらの場合は、取締役会と監査役会との間でその理由等について意思疎通を図るとともに、株主総会参考書類にその理由を記載します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、事実関係を確認の上、会計監査人の解任の是非について審議し、決定します。解任する場合は、監査役全員の同意によってこれを行い、その旨および理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容

当社が、業務の適正を確保するために取締役会にて決議をした内容は次のとおりであります。

1. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス（法令等遵守）全体を統括し、推進する組織として、社長が任命したチーフコンプライアンスオフィサーを委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」（以下「CR管理委員会」）を設ける。
- ② 取締役および全ての使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として「セメダイングループ コンプライアンス・リスク管理マニュアル」（以下「CR管理マニュアル」）を制定し、コンプライアンスの推進に関する施策等を定める。
- ③ 「CR管理委員会」は、「セメダイングループ行動規範」を定め、取締役および全ての使用人に同規範（カードに記載）の常時携帯を義務づけ、コンプライアンスを自らの問題として業務の遂行にあたるよう周知させるとともに、人事総務部が主管部門となって研修等を通じてコンプライアンスの指導をする。
- ④ コンプライアンスに関する社内通報制度として、CR管理委員会事務局および外部第三者機関を情報受領者とする社内通報システムを整備し、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを明確にする。
- ⑤ 「CR管理委員会」は、これら活動を定期的に取り締役会および監査役会に報告する。
- ⑥ コンプライアンスの状況は、監査室が監査する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を、保存媒体に応じて適切かつ確実に、検索性の高い状態で保存・管理する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 品質、環境、災害、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについて、「CR管理委員会」が組織横断的に監視および対応を行い、会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める仕組みを構築する。
- ② これらのリスクを未然に防止し、または適切に管理するために、「CR管理マニュアル」に基づき、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行う。
- ③ 「品質管理本部」を設置し、「安全、安心を追求する」品質保証体制を構築し、機能させている。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役および執行役員が出席する経営会議を原則として毎月2回開催し、別途定める規則等に基づいて、一定の範囲の重要事項および取締役会の付議に先立つ事前審議事項に係る意思決定を機動的に行うものとする。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社各社に対し、業績に関する月次報告および四半期報告を義務付け、担当する各取締役が適切に対応する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「CR管理委員会」が当社グループ全体のリスクの監視および対応に当たっている。
- ② 「品質管理本部」に当社グループ全体の品質保証・品質管理を担わせている。
- ③ 監査室が当社グループ全体のコンプライアンスの状況を監査する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社における一定額以上の資産・資本の増減等財務に関する事項については、当社の経営会議決議事項とし、意思決定の役割分担を明確にしている。
- ② 当社グループ全体の販売体制については営業本部が、生産体制については生産・物流本部が、自動車関連事業戦略については自動車事業部が統括している。

(4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「CR管理マニュアル」「セメダイングループ行動規範」は、当社グループ共通に適用されるものとし、通報システムの範囲は当社グループ全体とする。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制に関する事項

必要に応じて監査室、人事総務部および管理部が監査役会事務局業務および監査役の職務の補助を行うこととする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないことを業務分掌規程に明記し、これを徹底する。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役および使用人が監査役会に報告するための体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報システムによる通報状況およびその内容をすみやかに報告するものとする。監査役が出席する会議、監査役が閲覧する資料、監査役に定期的および臨時的に報告する事項等については、取締役と監査役会との協議により決定する。

(2) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会に報告するための体制

当社グループ内においてコンプライアンス違反または重大なリスク要因を発見した者は、自らまたは上司を通じて、社内通報窓口である「CR管理委員会」にすみやかに報告するものとし、常勤監査役が当該委員会に出席し、または当該委員会が監査役会に定期報告することにより、監査役会がこれらの報告を受けることとなる。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「CR管理委員会」事務局および外部第三者機関を情報受領者とする社内通報システムにおいては、通報者の匿名性を確保し、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを「CR管理マニュアル」で明確にする。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

「監査役監査基準」において、監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を会社に提示すること、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができることを明確にする。

11. その他監査役会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役会は、当社および当社グループ各社の業務および財産の状況の調査その他監査業務の遂行にあたり、効率的な監査を実施するため、監査室等と緊密な連携を保つものとする。また、監査役会と代表取締役およびその他取締役と必要に応じて意見交換を行うものとする。

12. 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法に基づき、当社および当社グループ各社の財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制（財務報告に係る内部統制）の有効性が確保されるよう、取締役会の監督のもとに内部統制委員会を置き、同委員会が中心となって同体制の適切な整備・運用を推進する。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

- ① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応し、一切の関係を遮断する。
- ② 反社会的勢力への対応については「セメダイングループ行動規範」に定め、取締役および全ての使用人に常時携帯を義務づけ周知する。
- ③ 不当な要求がなされた場合には、組織で対応を行い、警察・弁護士等外部機関と連携し対応する。不当要求への対応総括部署は人事総務部（責任者：人事総務部長）とし、平時より所轄の警察署や関連団体との連携を密にし、情報収集や協力体制の構築に努める。

(注)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月8日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直しおよび法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,913,506	流動負債	8,784,022
現金及び預金	3,909,377	支払手形及び買掛金	6,639,428
受取手形及び売掛金	6,961,341	短期借入金	564,124
電子記録債権	261,938	未払法人税等	145,438
商品及び製品	1,484,120	賞与引当金	298,310
仕掛品	227,811	事業構造改善引当金	163,928
原材料及び貯蔵品	717,898	その他	972,792
繰延税金資産	163,034	固定負債	1,229,222
その他	191,972	長期借入金	15,518
貸倒引当金	△3,989	繰延税金負債	54,130
固定資産	6,728,374	退職給付に係る負債	801,238
有形固定資産	4,618,727	その他	358,334
建物及び構築物	2,409,224	負債合計	10,013,244
機械装置及び運搬具	659,758	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	155,984	株主資本	9,808,584
土地	1,044,942	資本金	3,050,375
建設仮勘定	348,816	資本剰余金	2,676,947
無形固定資産	927,630	利益剰余金	4,197,438
のれん	469,183	自己株式	△116,176
借地権	62,689	その他の包括利益累計額	354,398
ソフトウェア	56,524	その他有価証券評価差額金	135,031
その他	339,233	為替換算調整勘定	154,461
投資その他の資産	1,182,015	退職給付に係る調整累計額	64,905
投資有価証券	806,744	新株予約権	53,984
繰延税金資産	121,952	少数株主持分	598,428
その他	258,881	純資産合計	10,815,394
貸倒引当金	△5,562	負債及び純資産合計	20,828,639
繰延資産	186,758		
創立費	286		
開業費	186,472		
資産合計	20,828,639		

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		25,937,126
売上原価		19,164,077
売上総利益		6,773,048
販売費及び一般管理費		6,157,100
営業利益		615,948
営業外収益		
受取利息	2,465	
受取配当金	17,316	
持分法による投資利益	9,325	
受取補償金	45,866	
為替差益	90,168	
受取ロイヤリティー	32,136	
その他	68,941	266,219
営業外費用		
支払利息	5,926	
支払補償費	5,887	
売上割引	79,888	
その他	37,749	129,452
経常利益		752,715
特別利益		
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	470,000	
投資有価証券売却益	1,026	471,026
特別損失		
固定資産除売却損	24,972	
減損損失	93,677	
繰延資産償却費	125,816	
事業構造改善引当金繰入額	163,928	408,395
税金等調整前当期純利益		815,346
法人税、住民税及び事業税	238,078	
法人税等調整額	248,685	486,763
少数株主損益調整前当期純利益		328,583
少数株主利益		61,326
当期純利益		267,256

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,050,375	2,676,947	4,370,152	△164,482	9,932,992
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△274,091	—	△274,091
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,050,375	2,676,947	4,096,060	△164,482	9,658,900
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△162,029	—	△162,029
当期純利益	—	—	267,256	—	267,256
自己株式の取得	—	—	—	△569	△569
自己株式の処分	—	△3,848	—	48,874	45,026
自己株式の処分差損の振替	—	3,848	△3,848	—	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	101,377	48,305	149,683
当 期 末 残 高	3,050,375	2,676,947	4,197,438	△116,176	9,808,584

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	少数 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利益 累計額 合計			
当期首残高	54,603	35,306	△251,003	△161,093	82,661	527,766	10,382,327
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	△274,091
会計方針の変更を反映した当期首残高	54,603	35,306	△251,003	△161,093	82,661	527,766	10,108,235
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△162,029
当期純利益	—	—	—	—	—	—	267,256
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△569
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	45,026
自己株式の処分差損の振替	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	80,427	119,155	315,908	515,491	△28,677	70,661	557,475
連結会計年度中の変動額合計	80,427	119,155	315,908	515,491	△28,677	70,661	707,159
当期末残高	135,031	154,461	64,905	354,398	53,984	598,428	10,815,394

連結注記表

I. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

II. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社は、10社であります。

主要な連結子会社の名称は、セメダインオートモーティブ株式会社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社は、1社であります。

持分法を適用した関連会社の名称は、ASIA CEMEDINE CO., LTD. であります。

(2) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
セメダインオートモーティブ㈱	12月31日
セメダイン販売㈱	12月31日
セメダイン化工㈱	12月31日
セメダインケミカル㈱	12月31日
台湾施敏打硬股份有限公司	12月31日
思美定(上海)貿易有限公司	12月31日
CEMEDINE PHILIPPINES CORP.	12月31日
CEMEDINE AUTOMOTIVE NORTH AMERICA CO., LTD.	12月31日
CEMEDINE (THAILAND) CO., LTD.	12月31日
思美定(寧波)汽車新材料有限公司	12月31日

連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの … 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法を採用し、国外連結子会社は、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～8年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

① 創立費

5年による均等償却を行っております。

② 開業費

5年による均等償却を行っております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。国外連結子会社は、債権内容により個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 事業構造改善引当金

一部の連結子会社において、事業構造改善のために今後発生すると見込まれる額のうち、合理的に見積ることができる金額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

1. 会計方針の変更の内容及び理由 (会計基準等の名称)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

2. 遡及適用をしなかった理由等

当該会計基準の適用については、当該会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

3. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が419,229千円増加し、利益剰余金が274,091千円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

② 会計基準変更時差異、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

会計基準変更時差異(5,415,110千円)については、15年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度より費用処理しております。また、過去勤務費用については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度より費用処理しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却は、5～10年間で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 連結計算書類作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債については、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用についても在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。但し、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は個々の資産の取得価額に算入しております。

III. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社及び一部の連結子会社が加入する東京文具工業厚生年金基金は平成27年3月31日に解散申請を行いました。申請にあたり国との記録突合をした結果、同基金の年金資産が最低責任準備金を上回ることとなり、当社及び一部の連結子会社を含む加入事業主からの追加拠出が不要となる見込みであるため、平成25年3月期に引当計上していた厚生年金基金解散損失引当金470,000千円全額を戻入処理いたしました。

これにより、当連結会計年度において、特別利益として厚生年金基金解散損失引当金戻入額470,000千円を計上しております。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 10,470,407千円 |
| 2. 国庫補助金等による圧縮記帳額 | |
| 建物及び構築物 | 60,728千円 |
| 機械装置及び運搬具 | 44,042千円 |
| 工具、器具及び備品 | 235千円 |
| 土地 | 30,600千円 |

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

	当連結 会計年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末
普通株式（千株）	15,167	—	—	15,167

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払金額

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たりの 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月19日 定時株主総会	普通株式	87,973	6.00	平成26年3月31日	平成26年6月20日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	74,056	5.00	平成26年9月30日	平成26年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額（千円）	1株当たりの 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	74,054	5.00	平成27年3月31日	平成27年6月22日

3. 新株予約権等の目的となる株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 176,000株

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等に限定しております。また、短期的な運転資金の調達には銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、取引先との取引関係の維持を目的として保有している株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、一年以内の支払期日であります。借入金は主として運転資金に必要な資金の調達を目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社における受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る信用リスクは、信用管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務情報の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、連結子会社についても、当社の信用管理規程に準じて、同様の管理を行っております。また、投資有価証券に係る市場リスクは、四半期毎に時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注2)をご参照下さい。）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額 （※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	3,909,377	3,909,377	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,961,341	6,961,341	—
(3) 電子記録債権	261,938	261,938	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	698,376	698,376	—
(5) 支払手形及び買掛金	(6,639,428)	(6,639,428)	—
(6) 短期借入金	(564,124)	(564,124)	—

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当期帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに (6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当期帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
関連会社株式	86,794
非上場株式	21,573

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する事項

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都品川区において、賃貸用マンション（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
906,509	2,170,000

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2)時価の算定方法

期末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 686円18銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 18円08銭 |

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,003,325	流動負債	8,101,901
現金及び預金	2,281,593	支払手形	869,227
受取手形	1,991,852	買掛金	5,659,372
電子記録債権	208,574	短期借入金	510,000
売掛金	4,200,819	未払金	168,944
商品及び製品	1,250,977	未払費用	389,549
仕掛品	208,099	未払法人税等	94,712
原材料及び貯蔵品	400,666	未払消費税等	96,450
前払費用	22,487	賞与引当金	256,993
短期貸付金	330,788	設備関係支払手形	37,158
未収入金	970,621	その他	19,492
繰延税金資産	118,121	固定負債	1,020,097
その他	21,353	退職給付引当金	683,736
貸倒引当金	△2,630	長期未払金	10,810
固定資産	6,021,279	長期預り保証金	325,551
有形固定資産	2,758,577	負債合計	9,121,998
建物	1,863,068	(純資産の部)	
構築物	68,433	株主資本	8,713,591
機械及び装置	267,254	資本金	3,050,375
車両運搬具	7,198	資本剰余金	2,676,947
工具、器具及び備品	84,830	資本準備金	2,676,947
土地	462,738	利益剰余金	3,102,445
建設仮勘定	5,054	利益準備金	158,000
無形固定資産	408,957	その他利益剰余金	2,944,445
借地権	57,779	資産圧縮積立金	143,700
ソフトウェア	14,127	別途積立金	2,500,000
ソフトウェア仮勘定	324,896	繰越利益剰余金	300,744
その他	12,154	自己株式	△116,176
投資その他の資産	2,853,744	評価・換算差額等	135,031
投資有価証券	670,050	その他有価証券評価差額金	135,031
関係会社株式	707,448	新株予約権	53,984
関係会社出資金	140,000	純資産合計	8,902,606
関係会社長期貸付金	1,080,000	負債及び純資産合計	18,024,605
繰延税金資産	91,331		
その他	170,208		
貸倒引当金	△5,293		
資産合計	18,024,605		

損益計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

科 目		金 額	
		千円	千円
売 上	高 価		20,571,127
売 上 原 価	売 上 原 価		15,465,581
売 上 総 利 益	売 上 総 利 益		5,105,546
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,598,532
営 業 外 収 益	営 業 外 収 益		507,014
受 取 利 息	受 取 利 息	16,374	
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	96,247	
そ の 他	そ の 他	65,812	178,434
営 業 外 費 用	営 業 外 費 用		
支 払 利 息	支 払 利 息	4,525	
支 払 補 償 費	支 払 補 償 費	5,887	
売 上 の 割 引	売 上 の 割 引	79,488	
そ の 他	そ の 他	12,750	102,652
経 常 利 益	経 常 利 益		582,796
特 別 利 益	特 別 利 益		
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	厚生年金基金解散損失引当金戻入額	410,000	
投資有価証券売却益	投資有価証券売却益	1,026	411,026
特 別 損 失	特 別 損 失		
子会社株式評価損	子会社株式評価損	447,356	
固定資産除売却損	固定資産除売却損	2,858	450,214
税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益		543,607
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税	121,288	
法人税等調整額	法人税等調整額	218,476	339,765
当 期 純 利 益	当 期 純 利 益		203,842

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	3,050,375	2,676,947	—	2,676,947	158,000	3,180,573	3,338,573
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	△274,091	△274,091
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,050,375	2,676,947	—	2,676,947	158,000	2,906,481	3,064,481
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△162,029	△162,029
当期純利益	—	—	—	—	—	203,842	203,842
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△3,848	△3,848	—	—	—
自己株式の処分差損の振替	—	—	3,848	3,848	—	△3,848	△3,848
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—	—
資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	37,964	37,964
当 期 末 残 高	3,050,375	2,676,947	—	2,676,947	158,000	2,944,445	3,102,445

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△164,482	8,901,413	54,603	54,603	82,661	9,038,678
会計方針の変更による累積的影響額	—	△274,091	—	—	—	△274,091
会計方針の変更を反映した当期首残高	△164,482	8,627,321	54,603	54,603	82,661	8,764,586
事業年度中の変動額	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△162,029	—	—	—	△162,029
当 期 純 利 益	—	203,842	—	—	—	203,842
自己株式の取得	△569	△569	—	—	—	△569
自己株式の処分	48,874	45,026	—	—	—	45,026
自己株式の処分差損の振替	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—
資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	80,427	80,427	△28,677	51,750
事業年度中の変動額合計	48,305	86,269	80,427	80,427	△28,677	138,020
当 期 末 残 高	△116,176	8,713,591	135,031	135,031	53,984	8,902,606

その他利益剰余金内訳

(単位：千円)

	資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
当 期 首 残 高	155,638	2,000,000	1,024,935	3,180,573
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△274,091	△274,091
会計方針の変更を反映した当期首残高	155,638	2,000,000	750,843	2,906,481
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	△162,029	△162,029
当 期 純 利 益	—	—	203,842	203,842
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—
自己株式の処分差損の振替	—	—	△3,848	△3,848
別途積立金の積立	—	500,000	△500,000	—
資産圧縮積立金の取崩	△11,937	—	11,937	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	△11,937	500,000	△450,098	37,964
当 期 末 残 高	143,700	2,500,000	300,744	2,944,445

個別注記表

I. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの … 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）並びに三重工場の建物附属設備、構築物、機械及び装置は定額法を、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～8年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 会計方針の変更の内容及び理由 (会計基準等の名称)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

2. 遡及適用をしなかった理由等

当該会計基準の適用については、当該会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

3. 計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が419,229千円増加し、繰越利益剰余金が274,091千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

② 会計基準変更時差異、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

会計基準変更時差異(5,391,692千円)については、15年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。また、過去勤務費用については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度より費用処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る会計基準変更時差異の未処理額、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっておりません。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。但し、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は個々の資産の取得原価に算入しております。

III. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社が加入する東京文具工業厚生年金基金は平成27年3月31日に解散申請を行いました。申請にあたり国との記録突合をした結果、同基金の年金資産が最低責任準備金を上回ることとなり、当社を含む加入事業主からの追加拠出が不要となる見込みであるため、平成25年3月期に引当計上していた厚生年金基金解散損失引当金410,000千円全額を戻入処理いたしました。

これにより、当事業年度において、特別利益として厚生年金基金解散損失引当金戻入額410,000千円を計上しております。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	7,790,445千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の額	
短期金銭債権	1,831,766千円
短期金銭債務	844,490千円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	1,278,840千円
仕 入 高	2,742,732千円
委 託 加 工 費	352,953千円
営業取引以外の取引高	108,949千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（株）	504,828	1,271	150,000	356,099

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

 単元未満株式の買取りによる増加 1,271株

減少数の内訳は次のとおりであります。

 ストック・オプションの行使による減少 150,000株

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

流動資産に含まれる繰延税金資産

賞与引当金	82,520千円
賞与引当金に係る社会保険料	13,046千円
未払事業税	12,522千円
その他	10,031千円
合 計	118,121千円

固定資産に含まれる繰延税金資産

退職給付引当金	214,214千円
子会社株式評価損	140,156千円
ストック・オプション費用	16,913千円
その他の	20,494千円
小計	391,779千円
評価性引当額	△169,776千円
合 計	222,002千円

固定負債に含まれる繰延税金負債

資産圧縮積立金	68,999千円
その他有価証券評価差額金	61,671千円
合 計	130,671千円

固定資産に含まれる繰延税金資産の純額

91,331千円

VIII. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	セメダイン オート モーティ ブ㈱	東京都 品川区	400,000	接着剤の 製造販売	直 接 100.0%	製品の販 売	製品等の 売上	347,980	売掛金	206,335
							資金の貸 付	300,000	貸付金	600,000
							貸付利息	5,163		
子会社	セメダイン ケミカル ㈱	岡山県 加賀郡	40,000	接着剤の 製造販売	直 接 100.0%	製品の仕 入	製品等の 仕入	2,508,209	買掛金	694,251
							材料等の 売却	(1,977,695)	未収入金	908,533
							貸付利息	8,642	貸付金	640,000

- 注 1. 上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 当社製品の売上及び仕入については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (3) セメダインケミカル㈱に対する材料類の売却については、当社はセメダインケミカル㈱の指示に基づき材料類を購入し、購入価額と同額で売却しております。取引金額の()内は取引の総額であり、計算書類上は購入額と売却額を相殺して表示しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 597円44銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 13円79銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

セメダイン株式会社

取締役会 御中

東 邦 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 宮 直 樹 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 広 治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セメダイン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び適用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セメダイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

セメダイン株式会社
取締役会 御中

東 邦 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 宮 直 樹 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 広 治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セメダイン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法等に定める財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東邦監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業報告を受け、また必要に応じて往査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月8日

セメダイン株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	高 津 正 治	㊟
社 外 監 査 役	小 澤 徹 夫	㊟
社 外 監 査 役	細 野 幸 男	㊟
社 外 監 査 役	渡 辺 政 宏	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第81期の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的な配当を維持することならびに将来の事業展開に備えた内部留保を確保することを総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり10円となります。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は、74,054,505円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第27条および第35条の一部を変更するものであります。

なお、定款第27条の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役</u>（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間に、同法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>
<p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	まつ ちと ゆう すけ 松 本 有 祐 (昭和22年4月22日生)	昭和45年4月 当社入社 平成14年4月 当社H I 事業部長 平成17年4月 当社管理部長 (総務担当) 平成18年4月 当社人事総務部長 平成18年6月 当社取締役人事総務部長 平成20年6月 当社常務取締役管理本部長兼人事総務部長 平成24年4月 当社常務取締役管理本部長 平成26年2月 当社常務取締役管理本部長兼購買部長 平成27年4月 当社代表取締役会長 (現任)	52,000株
2	いわ きり ひろし 岩 切 浩 (昭和28年9月2日生)	昭和55年4月 鐘淵化学工業株式会社 (現 株式会社カネカ) 入社 平成18年4月 同社研究開発本部エレクトロニクスR Dセンターエレクトロニクス研究所長 平成18年11月 同社研究開発本部先端材料開発R Dセンター先端材料開発研究所副所長 平成22年12月 同社R D推進部上席幹部 平成24年4月 当社入社 当社技術本部長 平成24年6月 当社取締役技術本部長 平成25年4月 当社常務取締役技術本部長 平成27年4月 当社代表取締役社長 (現任)	10,000株
3	たて の まこと 舘 野 信 (昭和32年7月24日生)	昭和55年4月 当社入社 平成24年4月 当社茨城工場長 平成26年4月 当社生産・物流本部長兼茨城工場長 平成26年6月 当社取締役生産・物流本部長兼茨城工場長 平成27年4月 当社取締役生産・物流本部長 (現任)	10,000株
4	すず き てい じ 鈴 木 禎 爾 (昭和39年7月27日生)	昭和62年4月 旭硝子株式会社入社 平成19年8月 当社入社 平成20年7月 当社執行役員営業統括部副部長経営企画室担当 平成22年1月 当社執行役員営業統括部長 (海外担当) 平成23年4月 当社執行役員営業統括本部第三事業部長 平成26年4月 当社執行役員営業統括本部長 平成26年6月 当社取締役営業統括本部長 平成26年10月 当社取締役営業本部長兼自動車事業部長 (現任)	9,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	※ 及川隆夫 (昭和22年11月7日生)	昭和45年4月 日本コンクリート工業株式会社入社 平成15年4月 日コン丸五販売株式会社取締役東京支店長 平成17年4月 東日本日コン株式会社代表取締役社長 平成19年7月 日本コンクリート工業株式会社執行役員 平成21年6月 同社取締役執行役員(現任)	5,000株
6	※ 小町千治 (昭和32年4月22日生)	昭和55年4月 三井物産株式会社入社 平成10年1月 ドイツ三井物産有限会社デュッセルドルフ本店 平成14年4月 三井物産株式会社合成樹脂第二部包装材料室長 平成16年4月 同社関西支社業務部長 平成18年4月 欧州三井物産株式会社 平成22年4月 三井物産株式会社機能化学品本部長補佐 平成22年12月 株式会社ゆうちょ銀行入行 平成23年4月 同行執行役 平成24年4月 同行常務執行役(現任)	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 及川隆夫氏および小町千治氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
及川隆夫氏は、製造業における企業経営の豊富な経験や実績を有しており、当社の経営全般に対し、適切な助言を行っていただけることを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
小町千治氏は、総合商社における海外事業を含む豊富な職務経験と、金融機関における企業経営の豊富な経験や実績を有しており、当社の経営全般に対し、適切な助言を行っていただけることを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、及川隆夫氏および小町千治氏が選任された場合は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
なお、この責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとしております。
6. 及川隆夫氏および小町千治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、本議案が承認可決された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 小澤徹夫氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
お <small>ざわ</small> <small>てつ</small> <small>お</small> 小澤徹夫 (昭和22年6月28日生)	昭和48年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会13733番) 平成15年5月 株式会社ローソン監査役就任(現任) 平成19年6月 当社監査役(現任) 平成26年6月 積水化学工業株式会社監査役就任(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小澤徹夫氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外監査役候補者の選任理由について
小澤徹夫氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有しており、当社において監査機能を十分に発揮していただけることを期待し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は過去に社外監査役以外で会社経営に関与したことはありませんが、企業法務に対し高い専門性を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
4. 小澤徹夫氏は、当社の監査役に就任してから8年になります。
5. 小澤徹夫氏が選任された場合は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
- なお、この責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとしております。

以上

《会場ご案内図》

東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎Brightコア3階

大崎Brightコアホール
OSAKI BRIGHT CORE HALL

電話 (03) 3564-1542



◎ JR山手線、JR湘南新宿ライン、JR埼京線、りんかい線「大崎駅」下車
南改札口より新東口へ進み徒歩8分

※会場手前にある大崎Brightタワーとお間違えのないようご注意ください。